



別紙様式第2号（第3関係）

平成30年1月15日

奈良市議会議長 北 良 晃 様

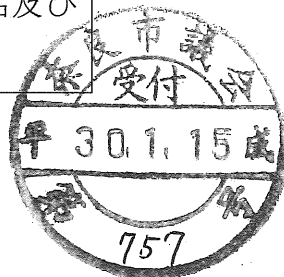
回答者 奈良市長 仲 川 元 庸



文 書 質 問 回 答 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	<p>市政運営について</p> <p>1、同報系防災行政無線の整備について</p> <p>①可聴範囲のカバー率等について</p> <ul style="list-style-type: none">・都市部面積に占める可聴面積の割合・都市部世帯数に占める可聴世帯数の割合・全ての危険区域の箇所数に占める可聴範囲に含まれる危険区域の割合 など <p>②現在までに整備した箇所の選定理由について</p> <ul style="list-style-type: none">・危険区域との位置関係の考慮の有無・民有地や民間施設等への設置の検討の有無など <p>③今後の整備計画について</p> <ul style="list-style-type: none">・可聴範囲の拡大に関する具体的数値目標・目標達成の期限・目標達成のために要する費用の見積り額 など <p>④試験放送等の取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none">・試験放送の頻度及びその理由・機器の操作技能を習得している職員の数、その所属部署名及び役職名 など
------	---



2、一般廃棄物処理の実態について

- ①高齢者や心身障害者など家庭ごみの分別に困難を要する場合であっても、収集業務において配慮される事情ではなく、日常生活上の介助者を付ける等の施策により補完されるべきであり、環境部局ではなく福祉部局に意見してもらいたいという廃棄物対策課課長補佐の見解について、訂正すべき点があるかどうかについて
- ②市民には高齢者や心身障害者など家庭ごみの分別に困難を要する者が必ず含まれることを踏まえ、家庭ごみの収集業務において配慮すべきであると考える事項について
- ③「ごみ事典」や「ごみアプリ」の記載によれば分別すべきとされているのにそれに沿わない方法で排出された家庭ごみについて、同一の処理を行った事例の有無、有る場合はその分量及びそのために過剰に発生した環境負荷の程度について
- ④プラスチック製容器包装をリサイクル処理するために掛かる環境負荷や必要な費用について
- ⑤プラスチック製容器包装以外のプラスチックごみを可燃ごみと同様に処理しているかどうかについて
- ⑥プラスチック製容器包装をリサイクル処理することにより軽減される環境負荷の程度と、可燃ごみと同様に処理したうえでその節約した費用の差額分を別途環境保護施策に投資して軽減される環境負荷の程度を比較した場合に、前者の方が優位であるとする科学的根拠について
- ⑦「ごみ事典」等に記載する分別方法に僅かに沿わない家庭ごみが排出された場合に、当該家庭ごみが収集されないなどといった事例や、家庭ごみに名前を書かなければ収集されないなどといった事例が発生していることについて、奈良市においても把握しているものの、それは自治会等の任意団体において勝手に取り決めている事項であって奈良市としては関係なく責任もないという廃

棄物対策課課長補佐の見解について、訂正すべき点があるかどうかについて

⑧奈良市内において家庭ごみの収集業務の責務を負う行政主体は、いずれであるかについて

⑨いずれの住民においても家庭ごみの収集業務の福利を受ける機会を奪われることは許されず、それを受けるために必要以上に権利が制限され、又は義務が課せられることも許されないという認識があるかどうかについて

⑩家庭ごみに名前を書かなければ当該家庭ごみは収集されないという実態は、憲法 13 条により保障されているプライバシーの権利に制約が加えられている状況であるという認識があるかどうかについて

⑪前記 10 において、プライバシーの権利に制約が加えられている状況であるという認識を有しているとする場合は、その制約を正当化ないし許容されるものとする憲法及び法律上の根拠について

⑫家庭ごみの収集業務の福利を受けるために、法的根拠なく必要以上に権利が制限され、又は義務が課せられる現状を改善することを目的とした、今後の奈良市としての具体的な対応について

3、奈良市立登美ヶ丘中学校の西側斜面について

①開発当初から現在までの経緯について

②開発完了後から現在までの期間に、奈良市への帰属の手続きが行われていない理由について

③砂防法に規定する砂防指定地内であるにもかかわらず、平成 29 年に樹木の伐採が行われたが、所管する奈良県との情報共有の経緯及び現状について

④奈良市に帰属させるための今後の奈良市としての具体的な対応及びその期限について

	<p>4、国民健康保険の県単位化について</p> <p>①奈良市は、現時点で奈良県が提示している制度案に既に同意をしたのかどうかについて</p> <p>②前記1において、既に同意をしている場合は、現時点で奈良県が提示している制度案によることが現在及び奈良市民にとって優位であるとする具体的根拠について</p> <p>③奈良市は、奈良県に対して、医療費水準を考慮した制度設計とそうでないものの両方の試算を行った資料の提供を早期に求めていく方針であるかどうかについて</p>
<p>回答内容</p>	<p>1、同報系防災行政無線の整備について</p> <p>① 同報系防災行政無線放送の可聴範囲のカバー率につきましては、国道369号線と県道188号線（高畑山線）より西側の市街地について、面積ベースで算定しますと約33パーセントです。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>統合GISにより、測定しますと</p> <p>同報系防災行政無線の可聴面積 25.81km²</p> <p>県道188号線西側の市街地 77.81km²</p> <p>市街地のカバー面積率 約33%</p> </div> <p>② 整備にあたっては、システムの実現性や短期間のシステム設置、人口密集地での可聴範囲の効率的な配置を優先してスピーカーを設置しており、土砂災害警戒区域の一部や能登川、佐保川と地蔵院川沿川の浸水想定区域の一部の地域が可聴地域となっております。</p> <p>私有地や民間施設等への設置の検討につきましては、人口密集地である大和西大寺駅周辺や学園前駅周辺には、公共施設がないために私有地に設置しており、また、電波伝搬の関係から、中継局を水間町にあるJAテクノグリーン等計5か所に再送信子局を設置しております。</p> <p>③ 現在同報系防災行政無線の増設・拡張や配置の変更に関する追加の整備計画はございません。市といたしましては、本システム</p>

を有力な情報伝達手段として位置付けてはおりますが、市域全体を本システムでカバーするためには莫大な費用と時間を要することから、このシステムでカバーできない地域に対する情報伝達については、他の手段、具体的にはコミュニティ FM 放送及びこれと連携した緊急告知ラジオやエリアメール、防災情報メール、Lアラート及び同報 FAX による情報伝達を考えており、現在もそれらによる情報伝達の有効性について検証を行っているところです。

- ④ 試験放送につきましては、機器の作動確認と市民への啓発を目的とし、基本的に毎月第1月曜日の17時に実施しております。加えて災害への備えに関する意識の高揚を図るため、毎年1月17日防災とボランティアの日、3月11日東日本大震災の日、9月1日地震防災の日に合わせて試験放送を実施しております。なお、スピーカーからの放送音が歪んで聞き取りにくいなどの通報等がありました場合は、該当する箇所に職員を派遣し、モニタリングを実施し対応しています。

また機器の操作技能を習得している職員は現在、危機管理課職員のうち課長以下8名です。

2、一般廃棄物処理の実態について

- ① 環境部において高齢者や心身障害者などのご家庭からごみの分別について相談を受けた場合には、ご家族や介護事業者、介護ヘルパーの方等とごみの分別方法について打ち合わせを行う等の方法で対応を行っています。
- ② 高齢者や心身障害者などのご家庭における家庭ごみの収集業務において配慮すべきことは、必要に応じてご家族や介護事業者、介護ヘルパーの方と連絡を取り合い、分別方法にご理解いただくことだと考えております。
- ③ 分別されずに排出された家庭ごみについて、袋の外見から判断して分別されていない事が明らかであれば、分別されていない旨

記載したシールをごみ袋に添付し、分別を行った上で排出くださるようお願いしております。

袋の外見から判断できないごみの場合は、その中身に分別されていないものが混入されている可能性はありますが、ごみ袋をその場で開封して確認することは行っておりませんので個別のケースにおける事例は把握しておりません。

- ④ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器リサイクル法」という。）第6条で「市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされており、本市もこの条文により容器包装のリサイクルを進めています。

プラスチック製容器包装をリサイクル処理するための工程として、家庭からプラスチック製容器包装を収集し、プラスチック製容器包装中間処理施設で選別及び梱包を行います。

梱包したプラスチック製容器包装は、容器リサイクル法第21条に規定のある指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託して再商品化を行っています。

リサイクル処理するために係る環境負荷については、プラスチック製容器包装中間処理施設で選別及び梱包に使用する電力及び燃料費を換算するとCO₂排出量196 t/年となります。

(年間電力使用量 158,400 kWh/年 × 0.493kg-CO₂/kwh ÷ 1000)

+ (年間燃料使用量 軽油 45,600ℓ × 2.58kg-CO₂/ℓ ÷ 1000)

= 196 t-CO₂/年

158,400 kWh/年：プラスチック製容器包装中間処理施設の
年間電力使用量見込み

45,600ℓ：プラスチック製容器包装中間処理施設の
年間燃料使用量（軽油）見込み

0.493kg-CO₂/kwh：CO₂排出係数（関西電力）

2.58kg-CO₂/ℓ：軽油の使用に伴うCO₂排出量

(温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン 環境省)

リサイクル処理するために係る必要経費については、プラスチック製容器包装中間処理施設での選別及び梱包に係る委託料として平成28年度1億5,736万2,874円、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会における再商品化の委託料155万6,608円となります。一方、再商品化合理化拠出金（再商品化に実際にかかった費用が想定額を下回った場合に、その差額の1/2を事業者側から市町村側に拠出する金額）787万7,864円が収入として配分されており、差引1億5,104万1,618円が平成28年度の必要経費となります。

⑤ プラスチック製容器包装以外のプラスチックごみとしては、プラスチック部分を含む収納用品や、台所用品、玩具等が考えられます。これらは、不燃ごみや大型ごみとして収集しますが、破碎し金属等を選別して取り除いた後、プラスチック部分は焼却処理しています。

⑥ プラスチック製容器包装をリサイクル処理することにより軽減される環境負荷の程度について、平成28年度プラスチック製容器包装3,204tを再資源化したことによるCO2排出量の削減効果は、およそ8,266t/年と推定されます。

(リサイクル処理量3,204t/年×(1.75E+9)kg-

CO2÷1000÷662,575t=8,462t-CO2/年)

(年間削減量8,462t-CO2/年-リサイクル処理するために係る

環境負荷196t-CO2/年=8,266t-CO2/年)

(1.75E+9)kg-CO2、662,575t：プラスチック製容器包装リサイクルによるCO2排出量の削減量とべール投入量

(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

一方、節約した費用の差額分を別途環境保護施策に投資して軽減される環境負荷の程度は、試算になりますが、1億5,104万1,618円を原資として、例えば太陽光パネルを購入し市の施設等に設置した場合のCO2排出量の年間削減効果は324t/年(1kwあたり設置費用24.4万円/kw、1kwあたり年間予想発電

量 1063kwh/年/kw、CO2 排出係数 0.493kg-CO2/kwh として試算)と概算されます。

$(151,041,618 \text{ 円/年} \div 244,000 \text{ 円/kw} \times 1063 \text{ kwh/年/kw} \times 0.493 \text{ kg-CO2/kwh} \div 1000 = 324.4 \text{ t})$

24.4 万円/kw : 太陽光パネル設置費用 (調達価格等算定委員会 (第 28 回) - 配布資料 資料 1.2 | 経済産業省)

1063kwh/年/kw : 年間予想発電量 奈良県

(NEDO 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)

0.493kg-CO2/kwh : CO2 排出係数 (関西電力)

なお、奈良市の焼却炉は稼働後 30 年以上経過して老朽化しており、現在分別収集してリサイクル処理しているプラスチック製容器包装を可燃ごみとして焼却処理すると、プラスチックの燃焼熱量は非常に高いため部分的に高温となり、炉が損傷して維持修繕費が余分に発生したり炉の寿命を縮めるリスクが高まることから、現在は分別収集しているプラスチック製容器包装を可燃ごみとして焼却処理することは難しいものと考えております。

⑦ 日々のごみ収集において、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみが、指定日以外に排出されたり、袋の外見から判断してペットボトルや缶等の再生資源が混在しているのが明らかに分かる場合等であれば、分別されていない旨記載したシールをごみ袋に添付して収集せずに置いていく場合がありますが、分別方法に僅かに沿わないごみがあっても、開封して確認する作業はしておりませんので、このような場合に収集されない事例は把握しておりません。

また、自治会等の任意団体において自主的にごみ袋に名前を記入することを取り決めている事例があることは聞いているものの、市がごみ袋に名前を書いていることを理由にごみを回収しないということはありません。

⑧ 奈良市内において家庭ごみの収集業務の責務を負う行政主体は、奈良市です。

⑨ いずれの市民も家庭ごみの収集という福利を受ける機会を奪われることはなく、またその福利を受けるために必要以上に権利が制限され、又は義務が課せられることもないと認識しております。

⑩ 家庭ごみに名前を書かないと市が収集しないという実態はありません。従って、憲法13条で保障されるプライバシー権に制約が加えられている状況が現存しているという認識はありません。

⑪ 前記10で回答したとおりです。

⑫ 法的根拠なく必要以上に権利が制限され、又は義務が課せられている状況が現存しているとは認識しておりません。

奈良市の家庭ごみの分別は大きく分類すると、燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、再生資源、大型ごみ、有害ごみとなりますが、この区分は近隣市町村と比較して特別に細かいものではありません。家庭から排出されるごみがこの分類のいずれに該当するかを分かり易く示すため、ごみ事典の配布やごみ分別アプリを配信することにより周知を行っております。

循環型社会形成のため、また老朽化した現在の奈良市の焼却炉に対応し、新たに計画するクリーンセンターを適正な規模とするためにも、ごみの減量化は奈良市の大きな課題であります。

そのためには、ごみを適正に分別して再資源化を図ることが大切であると考えています。

今後、ごみの分別等についてご相談があった場合には、これまで以上に丁寧な対応を心がけ分別にご理解ご協力をいただけるよう努めてまいります。

3、奈良市立登美ヶ丘中学校の西側斜面について

① 当該地につきましては、奈良県において、昭和54年1月11日に開発許可、開発者 星和地所(株)、昭和56年2月24日に検査済証が交付されております。

また、開発許可にあたり本市に帰属されることとなる道路用地として、所管課と協議もなされております。

その後、開発許可については、昭和60年3月に開発者から(株)タガミへ譲渡するにあたり、開発許可時に本市と協議があった内容については承継することの誓約書も提出され、また、昭和61年6月に道路の帰属については、引継条件を遵守する旨の確認書も交わされております。

しかしながら、平成25年度、(株)タガミより当該地を帰属するのではなく、土地利用を図らせてほしい旨の依頼がありました。

そのため本市は、この土地利用について地元自治会である東登美ヶ丘二・三丁目自治会と平成28年5月、同年11月、平成29年1月の3回の説明会を開催し、自治会としては当該地の土地利用については反対であることの確認をいたしました。

そのような事情から改めて本市は、平成29年6月、同年11月に(株)タガミに対して、本市との開発時の協議に基づき帰属することを求めました。

- ② 本件開発行為に関し、昭和53年に開発事業者と奈良市とで道路の管理引継ぎについて協議し、その後開発事業者が変更され、昭和61年に継承後の開発事業者との協議の上、引継ぎの条件を互いに確認しました。その際の条件は、1 法面の小段に排水施設を設置、2 法尻部分の補強、3 植栽工の施工、4 境界の確定杭の設置、5 安全柵の設置、以上となっております。

しかし、その引継ぎの条件が履行されていないため、現在も帰属の手続きができておりません。

- ③ 建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更については、その規模が500㎡以上の場合、都市計画法に基づく開発許可を受ける必要があります。

このことから、当該開発許可につきましては、奈良県が開発許可を行っています。(奈良市は平成2年度より許可権を有しています。)

奈良市は、砂防指定地内におきます開発許可につきましては、奈良県砂防担当課と情報の共有はしています。

しかし、今回のような樹木の伐採については都市計画法の適用を受けないことから、奈良県に対して連絡はしておりません。

- ④ 当時の引継ぎの条件を履行の上、帰属いただくことを基本に開発事業者と協議しておりますが、開発事業者は応じておりません。

その後も、帰属を求める申し出を行い、引継ぎ条件についての交渉を行いましたが不調に終わっております。今後も引き続き帰属のための交渉を重ねていきたいと考えております。

4、国民健康保険の県単位化について

- ① 平成29年7月4日の「市町村国保の県単位化に係る市町村長会議」において、制度案の合意形成が図られ、平成29年10月6日の同会議で奈良県と県下39市町村が合意し、制度決定されました。

- ② 国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から、都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされました。

奈良県では、奈良県国民健康保険運営方針で、保険料負担の不公平はなるべく解消を図るべきであること、県が医師確保を含む地域医療の提供体制整備の責任を有しながら、主としてその結果として生じている医療費の地域差を市町村ごとの保険料水準の差に帰着させ、住所によって保険料負担が異なることとするのは、被保険者にとって公平ではないと考えられること、小規模で

財政基盤の脆弱な市町村が多い奈良県では、高額医療費の発生などの多様なリスクを県全体で分散するためにも、市町村ごとの医療費水準と保険料負担のリンクを遮断する必要性が高いことなどから、県は、医療給付費の合理的でない地域差の解消を含め県民の受益である地域医療の提供水準について均てん化を図ることを前提として、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となることを目指すこととし、保険料について、市町村ごとの被保険者の医療費水準を反映しないこととされました。

なお、医療費水準については、平成27年度の被保険者一人当たり医療費では、県平均は、337千円、奈良市は、334千円でほぼ平均と変わりません。奈良市が優位であるということではありませんが、奈良市は、県平均額と概ね同水準であるため、他の市町村の分の負担を負うことになるとは考えておりません。

- ③ 奈良県国民健康保険運営方針で、各市町村の医療費水準の差については、保険料率の算定上反映しないこととされましたが、仮に医療費水準を考慮した場合はどうなるのか、参考として、資料を求めています。

(担当部局：総合政策部危機管理課・環境部廃棄物対策課・都市整備部開発指導課・建設部土木管理課・福祉部国保年金課)

受理日	30年 / 月 15日
-----	-------------